

長野県住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 40 条に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関する基準を次のとおり定める。

（支援業務の実施計画の基準（法第 40 条第 1 項第 1 号関係））

第 1 支援法人の指定を受けようとする法人（以下「申請法人」という。）の職員、支援業務の実施の方法、その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援事業の適確な実施のために適切なものであることについて、次の各号に適合すること。

- （1）県内に事務所を有し、当該事務所で支援業務の事務を行うことができること。
- （2）支援業務を行う地域について定めがあること。
- （3）支援業務を行う住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）について定めがあること。
- （4）指定を受けようとする支援業務の範囲が定められていること。
- （5）支援業務を行うにあたっての組織体制、人員体制が備えられていること。
- （6）支援業務に関する相談又は苦情等に応ずるための体制が整備されていること。
- （7）支援業務に関して、地方公共団体又は法第 51 条に規定する住宅確保要配慮者支援協議会から要配慮者の相談先として紹介されるなど連携体制を確保していること。
- （8）個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の支援業務の実施に関する法令等を遵守するために必要な措置が講じられていること。
- （9）支援業務のうち債務保証業務については、次のいずれかに適合すること。
 - （ア）定款において、債務保証業務の実施に関することが定められていること。
 - （イ）支援業務の実施に関する計画の、支援業務の概要に関する事項に定められていること。ただし、債務保証業務を実施しない場合においては、支援業務の概要に関する事項として、実際に行う支援業務の概要のほか、必要が生じた場合に債務保証業務を行う旨又は家賃債務保証業者登録規程（平成 29 年国土交通省告示第 898 号）の規定による登録家賃債務保証業者との連携を図る旨が定められていること。
- （10）支援業務（債務保証業務を除く。）については、次のいずれかに適合すること。
 - （ア）定款において、支援業務の実施に関することが定められていること。
 - （イ）支援業務の実施に関する計画の、支援業務の概要に関する事項に定められていること。ただし、債務保証業務以外の業務を実施しない場合においては、支援業務の概要に関する事項として、債務保証業務の概要のほか、必要が生じた場合に支援業務を行う旨が定められていること。
- （11）申請法人の活動が県及び活動対象市町村の行っている諸施策に反しないこと。

(経理的及び技術的基準 (法第 40 条第 1 項第 2 号関係))

第 2 支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることについて、次の各号に適合すること。

(1) 経理的な基礎を有するものである要件として次に掲げる基準に適合すること。

ア 支援業務に必要な財源を有していること。

イ 債務超過の状態にないこと。

(2) 技術的な基礎を有するものである要件として次に掲げる基準に適合すること。

ア 法第 42 条第 1 項各号のうち、行おうとする支援業務について、過去 (申請年度の過去 3 年以内) に実績があること。なお、行おうとする支援業務について、市町村から推薦のあった者については、当該支援業務について実績があるものとみなす。

イ 指定を受けようとする支援業務について、当該業務の実務経験を有する職員が実際の支援業務に関与するものであること。

(役員又は職員の構成に関する基準 (法第 40 条第 1 項第 3 号関係))

第 3 申請法人の役員等 (非常勤を含む役員及び支援業務を行う事務所の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。) 又は職員の構成が支援業務の公正な実施に支障を及ぼさないことについて、次の各号に該当しないこと。ただし、第 11 号に掲げる事項については、指定を受けようとする者が自ら又は委託により債務保証業務を実施しようとする場合に限り適用する。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する暴力団又は同項第 6 号に規定する暴力団員又は同号に掲げる暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者 (以下「暴力団等」という。)

(2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしている場合

(3) 暴力団等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している場合

(4) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている場合

(5) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している場合

(6) 成年被後見人又は被保佐人

(7) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(8) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

(9) 法第 50 条第 1 項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から起算して 2 年を経過しない者 (該当取り消しの日前 30 日以内に該当法人の役員であった

者で該当取り消しの日から起算して2年を経過しない者を含む。)

(10) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む)が上記各号に該当する場合

(11) 債権取り立てにあたり、貸金業法(昭和58年法律第32号)第21条第1項(同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項、第24条の6において準用する場合を含む。)の規定に違反し、若しくは刑法(明治40年法律第45号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(支援業務の公正な実施に関する基準(法第40条第1項第4号関係))

第4 申請法人が支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼさないことについて、次の各号に適合すること。

(1) 組織内において、支援業務とそれ以外の業務をそれぞれ独立した部署で行うなど、他の業務との分離がなされていること。

(2) 自ら又は委託により債務保証業務を行う場合は、債務保証業務及びその関連業務とそれ以外の業務とで区分経理がなされていること。

(3) 支援業務以外の業務で営利を目的とする事業(営利目的に繋がる事業を含む。)が組織内にある場合は、前各号の規定によるほか、個人情報の管理を区分することなどにより、個人情報等の二次利用を防止する措置が講じられたものであること。

(その他の基準(法第40条第1項第5号関係))

第5 申請法人は第1から第4までに定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うよう、次の各号に適合すること。

(1) 定款等において支援業務を実施するために必要な記載がされていること。

(2) 支援業務の実施のための意思決定がなされていること。

附 則

この基準は、平成30年11月22日から施行する。